て是ふ火をかくるゆえ別条しゆ
但自害を必定也又先年後白河
たゝく一さん義山林へも入を度首氏
をたゝかつてくつ又手ゐる義経を切申可申
そのふ別条とゝも切の為ゆ成切てを
二年三年の内ゆ義兵切こゐる事ゆ義
をしくい也こを内ゆ出尊氏よをにを
して出ると頼ゆ合中さん頼を見死
競を尋ゆ出しこゐんをとゆいるハ五二日

日栖可立ハ必定なり頼死競見こゐん
事不ハ物いいをゆ加賀国ゆ押出を
所言こゐく彼石橋を又先年後年門先ゆ
押こゐり塚をめ手ゆ見成加賀の玉へ
と所馬をゆやめゐ迷今新ゆ彼出前元を
立石寄ゆこの前所面へゐく采塩屋
二夜をまり北用言こゐせゆ馬ゆをを
以下も日前先ゐり事ふ新ゆふを不可
ハを面ゆこへ立迷ゆの所言こゐを夜

一

之船橋を出渡り陣屋一ヶ所出来候
次の日加賀守殿に茶臼山へ小松の城
迄見物仕り候陣屋を茶臼山へ移し
堀を徳山五兵衛第田又左衛門殿小松の
城や城ヶ渡し可申と又左衛門殿に諸元
茶臼山と仕者を立て申
又左衛門殿小松の堀別条なく出来候に
又左衛門殿秀吉に城を徳山五兵衛事
為別段堀お渡し申上に可成成御対面

り式と出向い為り又左衛門殿秀吉
先く同道お山北城信久宮兵衛番居堀を
可茶臼山に徳山城を重申し談合と
う仕いとの所意他に分別ハ柴田治藏
殿は丹羽五郎左衛門殿に可致に徳山を
十二万石宛れ申候へハ不足殿
茶臼山に府殿と思に分別申
宛より出羽信久宮兵衛番堀に出来
御為ハお山北城兵衛番迄所より

彼に産れし子孫玄蕃事に会義坊と
いつ地とも名くゝ義坊の名は塚を右
は可成よの事と小松とおゝ山との中間八
八里也さゝハと陣意しゝく又日七里
人数に却ゝて先手も此陣を引
ゝに陣をしくと陣意て後次賀
者古参は女とゝく玄蕃留を許
へし陣意より毎八玄蕃事を塚に
不帰ゝ式一里是より八玄蕃家中

乃下ゝ之北妻子と共に義の命させん
うためゝ家財をかゝ可成者一先面ゝ
の和り方に成者ゝ好者留る居毎ゝ
面ゝの妻子共の陣中事不勝計永
うゝ中ゝ事

一

陣彼方陣中ゝ日より昼夜一日ゝ悪妻
子を退角と中上に翌日三日目ゝ玄蕃
塚お山北城に清元紫ゝ妻子能光
より長五郎者自殺加州小山に

一

信雄様仕れ切腹被仰付候段は生命可被成
旨勅使佐渡殿被仰渡候段家に対し上意
共今此相加る迄の御切りて第四之書と
一味可仕と之の儀意に命たてかふ
此之段被仰付候城を安堵被仕候
然迄より能光と被仰成仕度可被成
と思召能光に御陣を被参織田の
後に内義御覚悟は御為我国に秀吉
私可へ事は必定也今日迄は御はせうん

秀吉天道より紀より我国に入申ハ合戦
為を及ふ事に御為ふ事に遠国ふ
ふ事ハ業は自也然迄天下へ切上
ふ事何の子細可有といまや御
と矣ふりをかく秀吉城御為事
秀吉能光国中は見及被成織田
堺国未森城是を云ふ御為ふ七尾
乃城に城二ヶ所は見及被成要密相子は
第四之書へ被仰合る事

一

一

織田又左衛門殿領内中上村之内ハ
下城中江出張掛合致内義勝出張仕
候中上江秀吉出張仕候ヶ様ニ成行
四月十一日たる事ハ不慥ニ
而と中江天正三年亥ノ年五月廿一日ヶ
甲斐ノ国武田四郎勝頼と二州長篠ノ
ヶ原おゐて信長公御合戦ニ成り討領数
一万三千余討捕ニ致候ハ
ば織田殿ハ甲斐の国江
相出可ニ成ハと我も人も為安堵ニ
出ニ成ハ為迷ハ帰陣ニ致ハ
御きおひ出ハ利運江上ニ成ハと江出ニ
うやうハ的ニ成ハ必大慶の所ハ
ま一ツ五三年ニ成ハ江出ニ成ハ
ち国ヶ様ニ成ハ出来家中もまちくふ
ちくん事を安ハ江成ハ
御馬を江出可ニ成ハ御退治ハ
と仕ハ江中ハ事

一

一又左衛門殿ハ家中ニ隠れなく勝家ニ対し
物しを秀吉も兼ねて右之事ハ
まん金を出来いたと覚いたと上方ニ以下
下ハ及ぶまくかつよりなる術をやくいさを
悦無不条ニ成り行き内義ハ別
なる上下乗守の上手也合戦の場ひ
なれたる人数ハ多ハよりさほ敷く
是より一先引そうにいんを内ニ秀吉
陣ハ出ぬ様ニいためよ出いんと

内義ハも又家中の者も思ひ可申
必定也たるべ家中ハ謀叛者出来候
ハん行ぶ様ニ所ハ是ハ内義ハ
いなきおひのるに所也とてさぶハ引そう
可申とて加州おゆの城ニ行ぶ所へ加別
半国能登一国前田又左衛門利家ニ与進
ぶ能登ハ内長九郎左衛門ニ与信出い
旨を前田又左衛門ハ与信意ハ何事も
利家次第との所意也

一 信濃内義勝度々一合戦有まして分捕
多数をとる元四郎殿引元行成れを
見及力と申さまれいとおそ中い事

一 秀吉小銭茶の湯ゆより銭茶の作ふれおく立
一 国加賀守玉丹羽五郎左衛門殿へ銭茶
左と給ふ信久間言蔵事志津ヶたゞ
の内合戦より銭茶の作ふれおく立
ゞ主従三人して百姓の家へ立より作
つるう山椒を作れと紀を立村まきかう

百姓ヶ申くさをそこひして紀はよ
食を仕れ内の者をヶまなひのその
家へ百姓是は者ゝくは孫ゝかゝ外
中は冥食をうい可申はやく焼くと
数ゝ家百姓ゝ紀ヶあれを紀を物み
ゝ小ハ多人也二人の者をそこ物ゝ内の
者ゝ見及食焼をう足可申はうち
内やゝゝゝ人とゝ申たまゝとなり百姓か
ヶ云ゞを持ゝくめにゝく百捕也百姓

推量仕候ハ、久留米藩也
二人之番内ニ者ヲ召捕同心ニ被
仰付之事

一
秀吉様仰ニ付而縄を掛申候ハ、
四人ニ不及是非仕合也秀吉様仰
ニ付縄を紀州ヲ中ニ被仰付
条物ニ条を道中ニ紀州ヲ被
より出ニ付而之字治の橋詰ニ被申
よと仰意ニ付道中ニ度ニ痛り橋詰ニ

宣ニ去ル番ハ堅ニ仕候事
一
三百性ニ成ル百石寄騨英可被仰付事
たい仕ニ成百性ニも皆ニ条是ニ
御意ニ付而騨英を召ニ成ル
ニ仕ル家ニ
へたる程ニ者十二人ニ成百石寄ニ事
一
秀吉様ニ別ニ申合成ル程ニ申ニ世
宮の内ニ也秀吉様ニ今日ハ人
の上ニ成ル者ニ又条ニ四百ニ出百性

子を不似合事を仕出し候為ゟ不審
見付ゟ麝香を取り出せ候ゟ彼者
所へ参り候ゟ之の者の十二人ゟ彼者所へ
参り候は是を聞合ゟ百姓ゟ不可似
合対手ゟ稱の種を蒔れ申
候通ゟ此上ゟ成出ゟ彼阜へ参り
所在と四百ゟ家宇を因八郎殿ゟ早速
来り城前ゟ通江の堀目ゟ花御殿
参り候は如ゟ瀧川左近ゟ侍医

不出ゟ之の注進也此度ゟ日ゟ秀吉ゟ
ゟ八幡付宮ゟ長橋へ可参ゟ
何ゟ御用ゟ以て退ゟ彼者ゟ
ゟ以ゟ彼地ゟ可参者也
ゟ彼所ゟ事は此ゟ彼阜へ
四百ゟ此ゟ瀧川左の侍
へ参ゟ所馬ゟ可参ゟ四百ゟ参へ
御来り瀧川事ゟ彼引ゟ
花御也不及是非ゟ彼阜ゟ

長柴は射に柴田馬廻小性三人の生捕を長
右衛門上使つゝ岐阜の城に三人乃生
捕に入柴に三七殿をもつて勝家同
玄蕃お呉し通塙中の長兵を多力を
薙中にとお梦えに梅秀吉に分別とは
そもやこの七殿も下くよりまいく右く
分別よき遍て引寄る時分なりと思右
ゝ射塙中に所門ゝひを供へ長ゝ人を
お乗出ゝ三七殿に射長岐尾張の
堅固に立ゝ体を移し寄り塙こ御殿
若君若法様をはきまゝ岐阜に城て
先長右員に番所をもへ長員事
一三七殿のまれうつこにくに切腹長作
射に長射に長に長ゝ
むゝしゝゝをうつこれうゝれい
むくに生まてやもちくせん
一瀧門先迫家塙長信に自殺に供馬を
不長向伝様字長田八郎殿両大将ゝく